

令和4年度第10回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年1月10日（火）午後1時40分 から 午後3時00分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稻見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 49 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 50 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 51 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 52 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 53 号 農業委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を
改正することに係る協議について

4、報告

報告第 48 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 49 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 50 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第 51 号 非農地判断について

5、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長

横田 実

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

板橋 淳也

農地調整課庶務調整グループ主任

信田 啓太

6、会議の概要

議長

皆さん、改めましてあけましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の長期化、日本海側を中心とした雪は例年以上であり、農作物の被害もあった年でした。今もコロナの猛威は衰えることはなく、物価高も重なり厳しい状況が続いております。そのような中ですが、皆様無事新年を迎えることができ、安心いたしております。

引き続き新型コロナ対策も含め、健康には充分ご留意のうえ、委員会活動をお願いしたいと思います。

只今より、令和4年度第10回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、信田主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、24番坂入委員と2番柴委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第49号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主任

信田主任よりご説明申し上げます。

議案第49号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年1月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、2番、3番は保留となります。

番号：4番、権利：所有権移転無償、所在：中上野字六丁歩、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積282㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,209㎡、譲渡人又は貸主：桜川市真壁町塙世、譲受人又は借主：筑西市中上野、経営面積、渡人：8,815㎡、受人：8,815㎡、受人の労力総数及び稼働数、2、2、持分432分の9、持分の全部移転。

5番、所有権移転有償、関本肥土字天神下、畑、畑、1,343㎡、筑西市関本上、筑西市関本中、6,818㎡、6,442㎡、4、2。

6番、所有権移転有償、松原字大池、田、田、1,921㎡、筑西市松原、筑西市松原、1,921㎡、227,403㎡、4、3。

7番、所有権移転有償、吉田字神明、畑、畑、903㎡、筑西市村田、筑西市村田、903㎡、5,559㎡、2、1。

8番、所有権移転有償、門井字禅門、畑、畑、493㎡、神奈川県横浜市戸塚区

南舞岡一丁目、筑西市門井、493 m²、722 m²、2、1、令和5年4月1日始期利用権同時許可。

次のページをお願いします。

9番、所有権移転有償、宮後字金井下、田、田、2,705 m²、外7筆、合計8筆、合計面積12,034 m²、水戸市上国井町、筑西市宮後、62,010 m²、129,661.81 m²、4、4。

10番、所有権移転有償、井上字中兵、畑、畑、2,919 m²、外2筆、合計3筆、合計面積11,529 m²、水戸市上国井町、筑西市辻、62,010 m²、51,280 m²、4、4。

11番、地上権、飯島字北原、畑、畑、1,051 m²、外2筆、合計3筆、合計面積2,607 m²、筑西市伊讚美、栃木県佐野市高萩町、80,242 m²、営農型太陽光発電施設に係る区分地上権設定。

12番、所有権移転有償、井出姥沢字南原、畑、畑、860 m²、外7筆、合計8筆、合計面積2,680.61 m²、筑西市向川澄、筑西市井出姥沢、7,749.61 m²、22,957 m²、3、2。

13番、所有権移転有償、知行字下郷谷前、畑、畑、1,132 m²、外6筆、合計7筆、合計面積5,835 m²、筑西市知行、筑西市下郷谷、10,675 m²、1,579 m²、2、2。

14番、地上権、藤ヶ谷字西谷、田、畑、161 m²、外2筆、合計3筆、合計面積5,396 m²、筑西市舟生、栃木県宇都宮市鶴田町、9,713 m²、営農型太陽光発電施設に係る区分地上権設定。

15番、所有権移転有償、木戸字磯山、畑、畑、1,672 m²、埼玉県春日部市備後西4丁目、筑西市下岡崎二丁目、2,902 m²、4,443 m²、1、1。

16番、所有権移転有償、深見字宮端、畑、畑、246 m²、筑西市乙、筑西市下岡崎二丁目、246 m²、4,443 m²、1、1。

17番、所有権移転有償、小川字権現、田、田、921 m²、筑西市小川、筑西市小川、13,274 m²、21,205 m²、1、1。

18番、所有権移転無償、樋口字松下、田、田、1,404 m²、筑西市樋口、筑西市樋口、21,766 m²、14,699 m²、2、1。

19番、使用貸借権、木戸字本田、畑、畑、2,128 m²の内2,124.42 m²、筑西市新井新田、龍ヶ崎市若柴町、59,601 m²、3、3。

20番、地上権、木戸字本田、畑、畑、2,128 m²、筑西市新井新田、千葉県野田市木間ヶ瀬、営農型太陽光発電施設に係る区分地上権設定。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を4番よりお願いします。

赤城美子
委員

12番、赤城が4番、6番、7番、9番について報告いたします。

昨年12月27日、明野支所内におきまして書類審査を行いました。まず4番ですが、長い間、相続が行われておらず、権利のある方が多く、過去に同じ土

地で同じ受人で何度も申請が出されている案件です。こつこつと相続を完了させている案件です。後日電話にて、受人渡人に申請に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。続きまして6番ですが、受人は、大規模経営者であり、以前より耕作していた土地だそうです。最近、隣の土地を取得しており、耕作しやすいように渡人に譲ってもらえないかと持ちかけ、売買が成立したそうです。渡人は、日曜日のみ在宅ということで、元旦早々に行くわけにもいかず、8日に訪問し、2度目に会うことができ、話を聞くことができました。受人にも電話で申請に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。次に7番について報告します。渡人は、高齢で耕作ができなく困っていたところ、受人から売買を持ちかけられ快諾したとのことです。後日、受人渡人に電話で、申請に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。最後に9番ですが、以前より受人が耕作をしていた土地です。大規模経営者であり、規模拡大を図っています。後日電話にて受人に申請に間違いのないことを確認しました。公社との売買であり問題はないと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 5番をお願いします。

栗島和子 3番、栗島です。

委員 5番について報告します。先月26日に書類審査を行いました。後日、受人渡人の方に電話で確認しました。受人の方は、規模を拡大とのことで、申請に間違いのないことを確認しました。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続いて最後の19番、20番について一緒に報告させていただきます。19番、20番ですが、書類審査後、電話で確認いたしました。営農型太陽光発電施設に係る区分地上権設定ということで、申請に間違いのないことを確認しました。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 8番をお願いします。

稲見 8番、稲見です。

くに子 8番と12番について報告します。まず8番からですが、12月27日に書類審査を行い、後日電話をかけたのですが、何度かけても受人渡人双方とも電話は出ませんでした。ですが、書類審査をした結果、書類に不備もなく許可相当かと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。次に12番について報告します。12月27日、書類審査を行い、後日、受人渡人双方に話を聞きました。受人は、地域の大規模農家です。受人は規模拡大、渡人は規模縮小で、ハウス栽培をしたいとのことでした。お互いの話がまとまり、売買の話がまとまったとのことです。許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願い

いたします。

議長 10番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委員 12月26日に書類審査をし、その後、電話確認をしたのですが、受人の方がお出になりませんでした。受人は、酪農業を営んでいる方で、農業を真剣にやられている方ですので間違いないと思います。また渡人が振興公社ということで許可相当かと思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 11番をお願いします。

宮山繁治 17番、宮山です。

委員 11番は、地上権設定の件なのですが、昨年12月26日に書類を確認しております。後日、本人確認をしたところ、すでに営農型太陽光発電施設がありまして、渡人の方が太陽光の下に水蓴の栽培をしております。受人の方も地上権の3年の延期であります。許可相当と思われますが、更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 13番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼です。

委員 書類審査後、それぞれに電話で確認しました。まず渡人ですけど、渡人はサラリーマンで農家ではないんですね。今回、自作の経営面積が1町歩の面積がありますけれど、これは親戚からの相続で得た土地でして、農家ではないものでどうしようかと考えていたところ、受人が申請土地のすぐそばで家庭菜園くらいしかやっていない農家なんですけど、今後本格的に農業をやるということで、コンバインとか、いろんな管理機などはすでに農協から購入したようで、話がまとまりました。許可相当かと思われます。以上です。

議長 14番をお願いします。

栗島菊雄 18番、栗島です。

委員 14番の案件を報告します。こちらは営農型太陽光ということで、譲渡人と譲受人は、こちらの他にも以前に何件か同じような取り決めをして現在も行っている最中です。大変、譲渡人も譲受人もお互いの信頼関係が密になっているようで、書類にも間違いがないということであり、書類も審査しました。許可相当かと思われますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 15番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

12月26日に書類審査をいたしまして、その後、電話で確認をいたしました。譲渡人は一人暮らしだったのですが、最近、娘さんと埼玉県の方と一緒に住んでいるようです。この土地なんですが、屋敷の中の一部でして、周囲を生垣に囲まれまして、住宅があってその周りに畑があるという土地なんですが、一部に物置として使用していたコンクリートの基礎が残っておりまして、それを受人に確認しましたところ、今回の申請の許可が出しだいコンクリートを撤去して、畑に戻すというようなことを確認いたしましたので、許可相当と思われます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

16 番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9 番、國府田です。

16 番と 18 番を報告します。12月26日に書類審査いたしまして、その後、電話で確認いたしました。まず渡人なんですが、ほとんど自家製野菜ぐらいしか作ってないという状況の中で困っていたところ、話がありまして、受人の方は、野菜を作っているようです。そのような中で合意したということで、どちらも満足しているようです。皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。続きまして 18 番ですが、受人は渡人の土地を何年にもわたって作ってまして、渡人は、もともと機械もないし、ちょうどこの方に提供するという事になったそうです。こちらについても許可相当と思われるので、皆様の更なるご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

17 番をお願いします。

柴保
委 員

2 番、柴です。

去る 26 日に書類審査をしまして、書類に不備はありませんでした。後日、双方に電話で確認しましたが、問題はないとのこと。更なるご審議をお願いいたしまして、以上です。よろしく申し上げます。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

(9 番 國府田喜久男 委員 挙手)

議 長

國府田委員。

國府田
喜久男
委 員

はい。気になるのは、やはり電話確認をする時に電話に出ないという問題です。私も前から発言はしているのですが、なぜ出ないかと言ったら、申請書の問題だと思うんですね。電話番号が間違っていたのか、或いは元々その電話は出ない電話だったのか、ですから私も何回かありますので、やはり確認する

こととなっていますのでね、手違いというか、思い違いということがないように、そのところは事務局の方でもね、申請者の方にきちんとお話をした方がいいと思います。許可の条件ですよということを。以上です。

議長 はい。事務局は、申請をされる行政書士の方などに、間違いのない電話番号なのかどうか、確認を徹底してください。

事務局 菊地課長 連絡がいきますのでということを代理人の方によく伝えてもらうようにします。

柴保 委員 まあ、電話がかからない場合もあるんですよね。ただ時間帯を見計らって、かけないとつながらない時もあるようです。

議長 そうですよ。日の中、仕事に行っているとかいろいろね。そのような場合もあるので、夕方にもかけたりとかしないとですね。

(21 番 高島敏男 委員 挙手)

議長 高島委員。

高島敏男 委員 電話についてですが、自分で今まで見聞きしたことのない番号の際は出ないということが多いんですよね。

國府田 喜久男 委員 あります。

高島敏男 委員 ですから、申請を提出された方には、必ず電話がありますからねということをし伝えて欲しいんですよね。そうしないと、この番号は知らない方だから出ないということがあると思うんですよ。そういうことです。

議長 はい、分かりました。

國府田 喜久男 委員 朝電話したり、夕方電話したり、お昼休み電話をしたり。平日は駄目だと思ったら、土曜日とか日曜日とかだったら出てもらえるんじゃないかと思ってかけても、出てもらえない場合があります。以上です。

議長 必ず電話に出てもらえるよう、伝えてもらわないとということですよ。事務局でいろいろ検討してもらって、お願いいたします。

他、ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 49 号を採決いたします。

議案第 49 号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 49 号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主任

同じく、信田主任よりご説明申し上げます。

議案第 50 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 5 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：横塚字町西、登記簿地目：田、現況地目：宅地、面積：492 m²、申請人：筑西市横塚、転用事由：小規模作業所。

申請地は、県道横塚真壁線の南側約 176m、県道石岡筑西線の南東側 333m に位置する農業公共投資のされている第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内にて加工業を営む法人です。子の住宅用地として転用申請しようとしたところ、当該地について農地転用許可を得ずに作業所として使用していたことが判明したため、是正すべく申請するものです。なお始末書が添付されております。

2 番、花田字北山、山林、畑、面積 2,348 m²、東京都千代田区一番町、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城下妻線の東側約 1.3 k m、県道明野間々田線の南側約 1.2 k m に位置する、広がりのある第 1 種農地です。主として第 1 種農地以外の土地を利用する場合の許可要件となります。事業区域 7,050 m²の内訳としましては、山林 4,702 m²に対して農地 2,348 m²となります。申請者は、市外で自然エネルギーシステムを用いた売電事業等を営む法人です。当該地は十分な日照量が確保でき、隣接地の山林と一体で事業を行うことにより事業の確実性が増すため申請するものです。

3 番、折本字南台、山林、畑、面積 326 m²、つくば市島名、自己住宅。

申請地は、筑西市立下館北中学校の南西側約 163m、国道 294 号線の東側約 227m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市外の借家にて夫と 2 人で生活しております。現在の借家では手狭になってきており、資金の目途がたつたため、住宅

を建築すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

岩淵進
委 員

6番の岩淵です。
第4条の1番の案件を報告します。先月27日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。後日、申請人に電話で申請内容の確認を行いました。現況はすでに何年も前から小規模作業所が建てられていました。この後、第5条で息子さんに自己住宅の土地を贈与するという関係で、今まで申請をしていなかったため是正申告をすることです。書類の不備もなく許可相当と思われそうですが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14番、宮崎が報告します。
先月26日に書類審査及び現地調査を行い、電話で本人確認をしましたが、法務局の登記地目が山林だったため、山林で取得をしたことから農業委員会には申請していない状態でした。現況地目は畑であり、確認をしたところ梨畑の耕作放棄地のようなのですが、今回の転用の申請が出たようなかたちです。書類に不備もなく許可相当と思われそうですが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

3番をお願いします。

永井尚子
委 員

19番、永井がご報告いたします。
12月26日、書類審査及び現地調査を実施いたしました。その後、電話により申請人に確認しました。自己住宅にするという転用理由に間違いなく、書類にも不備がないので許可相当と思われそうですが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第50号を採決いたします。
議案第50号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネッ

トワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 50 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明申し上げます。

それでは、議案第 51 号についてご説明申し上げます。議案書の 10 ページをご覧ください。議案第 51 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 5 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番は保留となります。

2 番、権利：所有権移転有償、所在：辻字夕貝、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,101 m²、譲渡人又は貸主：筑西市辻、譲受人又は借主：東京都大田区北馬込二丁目、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の南西側約 200m、県道明野間々田線の北側約 190mに位置する、300m以内に鉄道の駅のある第 3 種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

3 番、地上権、黒子字東浦、畑、畑、1,030 m²、筑西市黒子、東京都大田区北馬込二丁目、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の北東側約 500m、県道明野間々田線の北側約 175mに位置する、500m以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。なお、候補地の検討がなされています。

4 番、使用貸借権、関本下字南館内、畑、畑、498 m²、筑西市関本下、筑西市関本分中、自己住宅。

申請地は、県道結城下妻線の南側約 150m、筑西市役所関城支所の南西側約 1.1 kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

申請者は現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから実家近くに自己住宅の建築を計画し申請するものです。なお、候補地の検討がなされています。

次のページをお願いします。

5番、所有権移転有償、辻字西原、畑、畑、386㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,932㎡、筑西市下野殿、筑西市辻、車両置場。

申請地は、関東鉄道常総線の南西側約1.2km、筑西市関城体育館の北側約850mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は、市内で中古自動車の販売・輸出を行う法人です。中古自動車の需要増に伴う事業の拡張で、自動車置場が不足したことから自社付近でこれを確保すべく申請するものです。なお、候補地の検討がなされています。

6番、所有権移転有償、小川字弘化山、畑、畑、331㎡、筑西市小川、結城市川木谷、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約80m、JR水戸線川島駅の北側約1.5mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから妻の実家近くに自己住宅の建築を計画し申請するものです。なお、候補地の検討がなされています。

7番、所有権移転無償、横塚字町西、田、田、499㎡、筑西市横塚、下妻市江、自己住宅。

申請地は、県道横塚真壁線の南側約176m、県道石岡筑西線の南東側333mに位置する農業公共投資のされている第1種農地です。広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから実家近くに自己住宅を新築すべく申請するものです。

8番、所有権移転無償、犬塚字東塚、畑、雑種地、454㎡、筑西市犬塚、筑西市犬塚、自己住宅。

申請地は、筑西市関城体育館の南西側約620m、県道明野間々田線の北側約940mに位置する、広がりのある第1種農地です。申請者は、現在実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから実家近くに自己住宅を新築すべく申請するものです。なお、周囲に6戸連担が確保できます。

次のページをお願いします。

9番、賃貸借権、飯島字北原、畑、雑種地、1,051㎡の内4.55㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,607㎡の内11.30㎡、筑西市伊讚美、栃木県佐野市高萩町、一時転用、営農型太陽光発電設備、許可日から3年間。

申請地は、市立下館西中学校の北西側約700m、県道小川川島停車場線の東側約1kmに位置する、農用地区域内農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。以前から継続している営農型太陽光発電設備の設置について農地法の許可の更新が必要となったことから申請するものです。

10番、所有権移転無償、西方字相ノ内、畑、畑、499㎡、筑西市玉戸、筑西市玉戸、自己住宅。

申請地は、国道50号線の南側約750m、県立下館工業高校の北側約1.1kmに位置する、広がりのある第1種農地です。申請者は、現在実家にて両親、兄弟夫婦と共に生活しておりますが、手狭になったことから自己住宅を新築すべく

申請するものです。なお、周囲に6戸連担が確保できます。

11番、所有権移転無償、野殿字西浦、畑、宅地、83㎡、筑西市森添島、筑西市野殿、自己住宅。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約960m、県道谷和原筑西線の東側約200mに位置する、広がりのある第1種農地です。申請者は、申請地に風よけ用の庭木を設置し宅地と一体で利用していましたが、今般、農地法の許可を取得していないことが判明したため是正するため申請するものです。なお周囲に6戸連担が確保でき、始末書が添付されております。

12番、賃貸借権、舟生字下木有戸、山林、畑、5,959㎡の内1,288㎡、外1筆、合計2筆、合計面積10,057㎡の内2,487㎡、牛久市上柏田、水戸市自由が丘、一時転用、工事用地、許可日から令和6年4月30日まで。

申請地は、県道筑西三和線の東側約400m、県道明野間々田線の北側約1.3kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市外に本店を置き電気事業等を営む法人です。現在申請地に隣接する土地において変電所の設置工事を計画しており、そのための資材を一時仮置きするスペースが必要となったことから申請するものです。

次のページをお願いします。

13番、所有権移転無償、女方字底原、畑、畑、367㎡、筑西市女方、筑西市女方、自己住宅。

申請地は、県道結城下妻線の北側580m、県道舟玉川島停車場線の西側250mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は、現在申請地に隣接する実家にて生活しておりますが、今年家族が増える予定で、手狭になることから自己住宅を新築すべく申請するものです。なお候補地の検討がなされています。

14番、使用貸借権、五所宮字大坪前、畑、宅地、293㎡、筑西市山崎、筑西市山崎、自己住宅。

申請地は、市立五所小学校の南東側約690m、県道真岡筑西線の南側約70mに位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在申請地に居住しておりますが、その隣地にて親族が自己住宅の新築を計画したところ、申請地が農地法の許可を取得していないことが判明したためこれを是正すべく申請するものです。なお始末書が添付されております。

15番、所有権移転有償、小川字本田、畑、畑、370㎡、筑西市小川、筑西市下川島、自己住宅。

申請地は、JR水戸線川島駅の北側約1.8km、県道小川川島停車場線の東側約80mに位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから自己住宅を新築すべく申請するものです。

16番、賃貸借権、木戸字本田、畑、畑、2,128㎡の内3,571㎡、筑西市新井新田、千葉県野田市木間ヶ瀬、営農型太陽光発電設備、許可日から10年間。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約160m、大圃病院の敷地と隣接する、農用地区域内農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販

売等を行う法人です。営農を継続しながら、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

17番、所有権移転有償、女方字本田前、畑、畑、1,771 m²、筑西市女方、広島県広島市西区楠木町一丁目、太陽光発電設備。

申請地は、県道結城下妻線の北側580m、県道舟玉川島停車場線の西側250mに位置する広農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。

2番と3番について、譲受人が同一の投資会社なので合わせて報告します。

12月26日に関城支所において書類審査、その後、現地調査を行いました。また後日、電話で確認をいたしました。2番の譲渡人さんだけが電話に出ませんでした。先程、國府田委員さんからもありましたように、電話をいたしましたところ、「名前を確認してから電話に出ます。」というようなメッセージが流れて、名前を言ったのですが、その後、電話に出ることはありませんでした。2番の土地なのですが、住宅と住宅の間に挟まれた非常に細長い曲がったような土地でして、とても農地として使用することは、非常に困難な土地でした。3番の案件ですが、この土地も非常に傾斜地にありまして、東側を用水、冠水用水が流れておりまして、その西側は、お寺の墓地、また太陽光設備等がついているところに挟まれたこれがまた傾斜地でして、進入路が狭いかなり傾斜地ですので、非常に農地として使用するには、困難な土地だと確認いたしました。また受人の投資会社なのですが、太陽光発電をこの近辺にも設置しているということで、パンフレットを送ったところ、この方から太陽光を設置してもいいですよと許可をいただいたそうです。どちらにしましても農地として使用するのには困難な土地ですので、許可相当と思われそうですが、皆様の更なるご協議をお願いします。

議長

4番をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

4番をご報告いたします。やはり書類審査をして現地を確認し、後日、電話にての確認をしてまいりました。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人の土地を使用貸借で自己住宅を造るという理由です。譲渡人の土地と隣接した土地がこの申請を出した土地です。親子関係で自己住宅ということなので、問題ないかと思えます。皆様の更なるご審議、よろしく願いいたします。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告します。

先月 26 日に書類審査及び現地調査をしました。その後、電話で申請人双方に確認しましたところ、先程も報告で出ていましたが、受人渡人の電話番号が逆に書いてありました。また、渡人には確認がとれましたが、受人の電話番号は使われておらず、現地調査に行った際にもお会いすることができませんでしたので、間に入っている行政書士に確認をしました。書類に不備も見られず、許可相当と思われれます。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

柴保
委 員

2 番の柴です。

6 番と 15 番についてご報告いたします。まず 6 番ですが、去る 26 日に書類審査の後、現地調査をしてきました。また後日、双方に電話で確認をしましたところ、問題はありませんでした。皆様方の更なる審議をお願いいたします。次に 15 番ですが、こちらも 26 日に書類審査の後、現地調査をしてきました。後日、双方に電話をしましたところ、やはり問題はありませんでした。更なる皆様方の審議をお願いいたします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

岩淵進
委 員

6 番、岩淵が報告します。

第 5 条 7 番ですが、先月 27 日、農業委員、農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。後日、電話で渡人と受人双方に申請内容の確認を行いました。渡人と受人は親子関係にあり、この度、自己住宅を建築するという事で、土地を所有権無償ということで提供するという事になったそうです。書類に不備もなく許可相当と思われれますが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告します。

先月 26 日に書類審査及び現地調査を行いました。渡人受人双方にも確認をしましたが、問題はありませんでしたので、許可相当と思われれます。以上です。

議 長

9 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17 番、宮山です。

9 番はですね、賃貸借の案件です。昨年 12 月 26 日に書類と現地を調査しております。これは、渡人受人共に 3 条 11 番で報告した案件と同じであります。

太陽光発電施設の柱部分になります。本人確認については、3条11番の報告と同様であります。同一人でもありますので割愛させていただいて、許可相当と思われるので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 10番をお願いします。

関口均 15番、関口です。

委員 10番、11番について発表いたします。まず10番ですが、先月26日に書類審査をし、現地確認をしました。現地は、受人渡人双方の現住所から近くであり、周りは住宅があつて問題はありません。渡人受人双方に電話をし、受人の自己住宅ということで、問題ないことを確認いたしました。更なる皆様のご審議をお願いいたします。次に11番でございますが、同じく先月26日に書類審査をし、現地確認を行いました。これは、兄から弟への贈与ということで、申請地は、受人である弟の宅地の周りであり、兄の名義になっていて、弟が贈与で貰い受けたということで間違いのないことを電話で確認いたしました。双方共、許可相当と思われます。皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 12番をお願いします。

宮山亨 14番、宮崎が報告します。

委員 この案件は、去年、同じ受人渡人の間で、変電設備をとということで売買のあつた土地の隣の土地です。今般は、その工事をするための資材置場や車の出入りに使用するため、土地を貸すということでの申請です。書類に不備もなく、許可相当と思われます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 13番をお願いします。

大林富子 11番、大林です。

委員 13番について報告します。昨年の12月26日に書類審査及び現地確認調査を実施しました。後日、受人渡人それぞれに電話にて確認したところ、受人は、渡人の孫にあたり、契約内容にも間違いのないことでした。書類にも問題なく、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いします。以上です。

議 長 14番をお願いします。

永井尚子 19番、永井がご報告いたします。

委員 12月26日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。後日、電話により受人渡人に確認をいたしました。この二人は親子であり、息子さん名義の母屋と離れがある住宅を息子さんが母屋を建て替えし、離れをそのまま母である受人が住むという関係で、今回の申請になったということです。書類などにも不備

はなく、許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお願いします。以上です。

議長 16番をお願いします。

栗島和子 3番、栗島です。

委員 16番についてご報告いたします。先月の26日に現地調査を行いました。後日、電話で受人、渡人の方に連絡しました。内容といたしまして、3条の19番、20番に関連するものでございます。営農型太陽光設備の一時転用の申請に間違いがないことを確認いたしました。更なる皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 17番をお願いします。

瀬端洋 23番、瀬端でございます。

委員 ご報告申し上げます。先月26日に申請書類並びに現地の調査を実施しました。書類には不備はございませんでした。また現地を見た限りでは、かなりの傾斜地でございます。これでは耕作しづらいのではないかという思いをいたしました。後日、受人並びに渡人に電話をしまして確認をいたしました。渡人は、やはり傾斜地のためトラクターの出入りが悪く、非常に耕作しづらいということで、ここ何年か耕作をしていなかったという話でございます。そこに今回、太陽光設置の話がございまして、それであれば土地を売るという話になったということでございます。また受人の方は、本社が広島でございまして、4回ほど電話をしたのですが、なかなか担当から電話がなく、市内に事務所があったということの後から聞きまして、今日、電話がございまして、間違いありませんということでございました。以上のことから許可相当と思われます。更なる皆様方のご審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

委員 調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

議長

「異議なし」

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第51号を採決いたします。

議案第51号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 51 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 52 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、同じく板橋主任よりご説明申し上げます。

それでは議案第 52 号についてご説明申し上げます。議案書 15 ページをご覧ください。議案第 52 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 5 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：藤ヶ谷字新田、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：427 m²、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：つくば市東光台。

申請地は、市立関城東小学校の西側約 350m、市立関城中学校の東側約 840m に位置する土地です。平成 14 年には、農地ではないとして 課税証明書 を添付し証明願が出されております。

番号 2 番、宮後字天神後、畑、宅地、499 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,064 m²、宅地、工場敷地、筑西市玉戸。

申請地は、市立長瀆小学校の北側約 600m、県道石岡筑西線の南側約 1.5 k m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 3 番、下江連字屋敷、畑、宅地、1057 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,942 m²、宅地、工場敷地、筑西市下江連。

申請地は、県道真岡筑西線の西側 65m、県道結城二宮線の北東側 370m に位置する土地です。平成 14 年には、農地ではないとして 課税証明書 を添付し証明願が出されております。

番号 4 番、布川字本宿、畑、山林原野、388 m²、山林原野、山林、福島県福島市松川町美郷。

申請地は、国道 50 号線の南側 1.5 k m、県道筑西三和線の西側 1.6 k m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

番号 5 番、女方字底原、畑、宅地、702 m²、宅地、住宅敷地、筑西市女方。

申請地は、県道結城下妻線の北側 580m、県道舟玉川島停車場線の西側 250m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております

番号 6 番、五所宮字大坪前、畑、宅地、363 m²、宅地、住宅敷地、筑西市山崎。

申請地は、市立五所小学校の南東側 630m、県道真岡筑西線の南側 70m に位置する土地です。昭和 58 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号7番、井上字西門、畑、宅地、159㎡、宅地、住宅敷地、筑西市井上。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側30m、関東鉄道常総線黒子駅の北側1kmに位置する土地です。昭和58年には、農地ではないとして課税証明書を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

宮崎亨
委員

14番、宮崎が1番を報告します。
先月26日に書類審査の後、現地を確認しました。現地は、隣の兄弟の方の敷地と一体になっているような状況で、20年以上前から住宅が建っていたということで、非農地証明の発行は可能かと思われませんが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

赤城美子
委員

11番、赤城が報告します。
昨年12月27日、明野支所内におきまして、書類審査を行いました。その後、明野地区の農業委員全員と農地利用最適化推進委員、事務局とで現地を確認してきました。申請人本人がおり話を聞くことができました。現地は、工場の敷地で碎石が敷き詰められており、コンクリートで枠が作られて一段高くなっていました。平成10年には、すでに現在の状況であることが、添付された航空写真からも伺えます。20年以上が経過しており、書類に不備も見られず、非農地の証明の発行は可能と判断しますが、皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。
非農地証明3番の案件ですが、昨年の26日に現地、書類確認をしております。所有者は、倉庫業、運送業を営んでいる方ですが、工場敷地の一部1,942㎡が畑になっているというようなことでもあります。これについては、すでに倉庫が建っており、添付書類からも20年前から宅地化していることが確認でき、非農地証明に値すると思いますので、証明書の発行は可能と思われれます。更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

4番をお願いします。

瀬端洋
委員

23番、瀬端がご報告申し上げます。
去る先月26日に書類審査をしまして、その後、現地調査に行っておりまして。書類には、不備はありませんでした。現地は、もう竹が生い茂っております。

して、木も生えており、これは本当に畑だったと思えないような状況でございました。以上のことから、非農地の証明の発行は可能と判断しますが、皆様方のご審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 5 番をお願いします。

大林富子 11 番、大林です。

委 員 5 番について報告します。昨年 12 月 26 日に書類審査及び現地調査を行いました。現地は、建築物の敷地として利用され、20 年以上経過していることが航空写真より確認でき、非農地の証明の発行は可能と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 6 番をお願いします。

永井尚子 19 番、永井がご報告いたします。

委 員 12 月 26 日、書類審査及び現地調査を実施いたしました。20 年以上宅地として利用していることが航空写真などにより明らかであるため、非農地の証明の発行は可能と判断いたしますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 7 番をお願いします。

齊藤一弥 13 番、齊藤です。

委 員 昨年の 12 月 26 日に書類審査と現地を確認しました。現地は、ブロック塀に囲まれた敷地の中にありまして、車庫が建築されておりました。昭和 58 年の課税証明が添付されているということから、非農地証明の発行に問題ないと判断しましたが、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 52 号を採決いたします。

議案第 52 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 52 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 53 号「農業委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐、農政課 本田課長よりご説明を申し上げます。

議案第 53 号、議案書の 18 ページをお願いいたします。農業委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について、令和 5 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。説明につきましては、議案第 53 号の別紙をご覧ください。農政課より説明いたします。

農政課
本田課長

農政課長の本田と申します。お時間をいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。では議案第 53 号、農業委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議についてにつきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地中間管理事業の農地貸借に関する業務を農政課から農業委員会事務局へ移管する内容となっております。法改正、移管の必要性、移管業務の内容につきつきまして、別紙お配りしております A 4 の用紙、農地中間管理事業に関する事務の移管についてに沿ってご説明いたします。最初に、今回の契機となった法改正の経緯でございます。基盤強化法の改正が、令和 4 年 5 月 27 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日施行と定められております。その改正のなかで、利用権設定は、農地中間管理事業に統合されることになっております。なお利用権の新規設定は、令和 7 年 3 月 31 日まで、又は地域計画の公告日までとなっております。続いて、下段、事務分担をご覧ください。農地の貸借に関する当市の事務分担を記載しております。現状では、農地法 3 条、及び利用権による貸借は農業委員会が行っておりまして、農地中間管理事業による貸借は農政課で執り行っています。法施行後は、利用権が農地中間管理事業に統合されるため、農政課から農業委員会へ事務を移管する案となっております。続いて、事務移管の必要性をご覧ください。先程もご説明いたしましたように、現在の状況は、3 条貸借、利用権は農業委員会、農地中間管理事業は農政課であり、農業者にとって分かりにくく、利便性が悪いいため、窓口が統一されている必要性がございます。農地情報、所謂、所有者、耕作者、貸借、売買等の履歴を持っていない現在の農政課が貸借を行っており、中間管理事業におきまして、農政課で相談を受ける度に、農業委員会の農地台帳を確認に事務員が往復してございます。また、市長部局でございます農政課が貸借事務を行うことは、公平性、客観性の観点で懸念があるため、既に独立機関として公平性、客観性を担保している農業委員会での対応が相応しいと考えておるところでございます。続いて、法改正に対する対応策でございます。農地中間管理事業の事務につきましては、農政課から農業委員会事務局農地調整課への移管、こちらにつきましては、改正法の施行日である令和 5 年 4 月 1

日を予定しております。続いて、移管する業務内容でございます。茨城県農地中間管理機構から事務委託を受けている全業務となります。具体的には、窓口での受付、相談、関係者及び機構との調整、貸借資料の作成、提出などになります。また、農地中間管理機構の委託費により雇用しております会計年度任用職員、現在農政課において勤務している職員1名につきましては、農業委員会へ移籍いたします。また、機構の委託費に含まれるコピー代、消耗品費の予算につきましても農業委員会へ配分されることとなります。その他、お配りしている資料に記載はございませんが、移管による農業委員会の事務負担削減策といたしまして、現在、農政課におきましては、中間管理事業の農地貸借事務を会計年度任用職員1名で行ってございますが、今後、農業委員会に事務を移管する際には、会計年度任用職員現1名から2名へ、1名を増員して農業委員会へ事務を移管するとしてございます。またその他、中間管理事業につきましても、県西農林事務所に機構推進員が駐在してございまして、そちらの支援も継続して受けられる予定でございます。これにて、農家さんへの訪問、調整事務等もこの機構推進委員が行うところでございます。今回、この農地中間管理事業の事務移管によりまして、農業者の利便性の向上、機構との一体的な農地集積・集約への取り組みが可能となりますので、ご理解を頂きたいと存じます。説明は、以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18番、栗島です。

本日、午後1時15分より農政企画審議会を開催し、議案第53号、農業委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について、協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第53号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第53号を採決いたします。

議案第53号は原案どおり、「農業委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 53 号は原案どおり、「農業委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」を決しました。

次に、日程第 4、報告第 48 号から第 51 号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

それでは、菊地課長よりご説明申し上げます。

それでは 19 ページをお願いいたします。報告第 48 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 5 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は 6 件です。

つづきまして、報告第 50 号、23 ページになります。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 5 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。駐車場 1 件、宅地分譲 2 件、合計 3 件です。

つづきまして、報告第 50 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 5 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約 2 件を含む 29 件です。

つづきまして、報告第 51 号になります。別紙として配付しております用紙をご覧ください。報告第 51 号、非農地判断について、令和 5 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。裏面をご覧ください。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになっております。先日の現地調査の際に各地区の農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの皆様に確認をいただいていたいております。詳細の朗読は、省略させていただきます。報告は以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 4 年度第 10 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年1月10日

議 長

署名委員

署名委員